

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

新 井 田 川 流 域 保 全 計 画

平 成 2 0 年 3 月

青 森 県

# 目 次

第1	保全すべきふるさとの森と川と海の特質その他ふるさとの森と川と海の保全に関する基本的な事項	1
1	新井田川流域の概要	1
2	新井田川流域の保全地域	2
3	保全すべき森・川・海の環境の特質の概要	4
4	保全地域の土地利用、地域文化の概要	5
5	保全の方針その他保全に関する基本的な事項	7
第2	ふるさとの森と川と海の保全についての施策に関する事項	8
1	清流管理指針	8
2	森・川・海の主要な要素を保護するための事項	12
3	森・川・海の維持・管理に関する事項	15
4	管理上必要な保全施設の整備に関する事項	15

# 第1 保全すべきふるさとの森と川と海の特質その他ふるさとの森と川と海の保全に関する基本的な事項

## 1 新井田川流域の概要

新井田川は、岩手県久慈市（旧山形村）地先の多々良山（標高 970m）及び平庭峠に源を發し、その名称を瀬月内川として九戸村、軽米町を貫流し、青森県との県境付近で雪谷川と合流する。青森県に入り新井田川と名称を変え、古里川、頃巻川、松館川等の支川を合わせ、八戸市の湊地先で太平洋に注いでいる。

新井田川は、流路延長 78.1km、流域面積 585.4km<sup>2</sup>（うち青森県の区間は延長 28.6km、流域面積 180.0km<sup>2</sup>）の規模を有する二級水系の河川であり、その流域は 2 市 3 町 1 村から構成され、岩手県北部及び青森県三八地方における社会、経済、文化の基盤をなす河川である。

流域の形状は南北に細長く、階上岳（標高 740m）、平庭岳（標高 1,060m）、折爪岳（標高 852m）を主とする山々に囲まれている。地形は、上流部岩手県から八戸市南郷区、階上町にかけての山地、下流部八戸市南部の丘陵地、最下流部八戸市北部の低平地に区分され、上流山地部には河川沿いに盆地が点在している。地質は、上流山地部にかけては「火山岩塊」が広く分布し、平野部は河川の運搬作用により堆積した礫、砂、粘土からなる沖積層が主体となっている。

新井田川の川幅は、中流部の島守地区では約 60～70m、長館橋から河口までは約 70～100m となっている。河床勾配は、長館橋より上流では 1/600 程度、下流では 1/2,500 程度となっている。

流域の気候は全体的に湿潤温暖な太平洋気候で、北東北地方に位置しながらも年間を通じて比較的穏やかであり、夏はしのぎやすく、降雪量も少ない気候であるが、春から夏にかけて偏東風（通称「やませ」）が吹き、異常低温や日照不足が発生しやすい。

新井田川の沿川には、上流から下流にかけて水田・畑、住宅地が点在するとともに、下流の低平地に水田・畑、市街地、工場地帯等が広がっており、これらの活動の水源として新井田川の水が灌漑用水とともに、発電用水、工業用水等として利用されている。

新井田川水系の河川横断施設としては、揚水機や頭首工などが各所に設置されているほか、大規模なものとしては洪水調節、灌漑用水・上水道水の確保を目的とした世増ダムがある。また、新井田川支川には、砂防施設が各所に設置されている。

新井田川流域の森林区域は、階上岳を主峰として、鳩岳・つくし森からなる階上山地や島守丘陵を水源とする古里川上流域に位置し、ケヤキ等の天然林及びスギ・アカマツ等の人工林から成っている。これらの地区は、新井田川の水源を蓄え、安定した川の流れを保ち、洪水や濁水を緩和する働きがあることから、ほとんどが水源かん養保安林に指定されている。

新井田川水系の治水事業は、昭和 12 年に馬淵川の支川として改修が始められ、昭和 14 年には馬淵川の河口を分離する馬淵川放水路事業に着手し、昭和 30 年に現在のように新井田川単独の水系となっている。

新井田川の本格的な改修工事は昭和 37 年度から開始され、河口から長館橋までの区間については昭和 51 年度までに堤防護岸工事を完了している。中流部の風張・差波地区、島守地区を同様に計画に取り込み、これまでに整備を終えている。

## 2 新井田川流域の保全地域

新井田川流域における保全地域は、自然環境が優れた状態を維持している区域のうち、森と川と海の保全を図る上で特に重要と認められる区域として、自然環境が優れていること、多様な動植物や希少な種が生息・生育していること、地域住民との関わりが深いことなどの理由から、下記の区域を保全地域として指定する。

表1 新井田川流域保全地域

保 全 地 域	
森林	<p>下記の民有林に含まれる主な「<sup>すいどほぜんりん</sup>水土保全林」及び「<sup>もり</sup>森林と人との共生林」の区域            &lt;民有林&gt;            (八戸市南郷区) <sup>りんぼん</sup>115林班の内、116 林班の内、117 林班、118 林班、119 林班の内、120 林班の内、122 林班の内、123 林班の内、124 林班の内、132 林班の内、133 林班の内、134 林班の内            (階上町) 336林班、340林班の内、341林班、342林班、343林班、344林班、345林班、346林班、347林班、348林班、359林班の内、360林班の内、361林班の内、362林班、363林班の内、365林班、366林班、367林班、368林班、369林班、370林班、372林班、373林班の内、374林班、375林班、376林班、381林班の内、382林班、383林班、384林班、385林班、386林班、387林班の内、388林班、389林班、390林班、391林班の内、392林班の内</p>
河川	<ol style="list-style-type: none"> <li><sup>に いだ が わ</sup>新井田川の区域のうち、岩手県との県境から海に至る場所</li> <li><sup>まつだてがわ</sup>松館川の区域のうち、三戸郡階上町大字田代字銭蒔地内から<sup>に いだ が わ</sup>新井田川への合流点までの区域</li> <li><sup>まわたりがわ</sup>馬渡川及び<sup>みどうがわ</sup>御堂川の区域のうち、次の(1)及び(2)の区域            (1) <sup>まわたりがわ</sup>馬渡川の区域のうち、八戸市と三戸郡階上町の市町境から<sup>まつだてがわ</sup>松館川への合流点までの区域            (2) <sup>みどうがわ</sup>御堂川の区域のうち、三戸郡階上町大字鳥屋部字福立沢地内から<sup>まわたりがわ</sup>馬渡川への流入点までの区域</li> <li><sup>ころまきがわ</sup>頃巻川の区域のうち、八戸市南郷区大字中野字館ノ下地内から<sup>に いだ が わ</sup>新井田川への合流点までの区域</li> <li><sup>ふるさどがわ</sup>古里川の区域のうち、八戸市南郷区大字島守字鍋倉地内から<sup>に いだ が わ</sup>新井田川への合流点までの区域</li> </ol>
海岸	<ol style="list-style-type: none"> <li>八戸市大字鮫町及び大字金浜の区域のうち、太平洋沿岸の一部の区域</li> <li>八戸市民有林 205 林班の内、207 林班の内、227 林班の内</li> <li>三戸郡階上町大字道仏の区域のうち、太平洋沿岸の一部の区域</li> </ol>

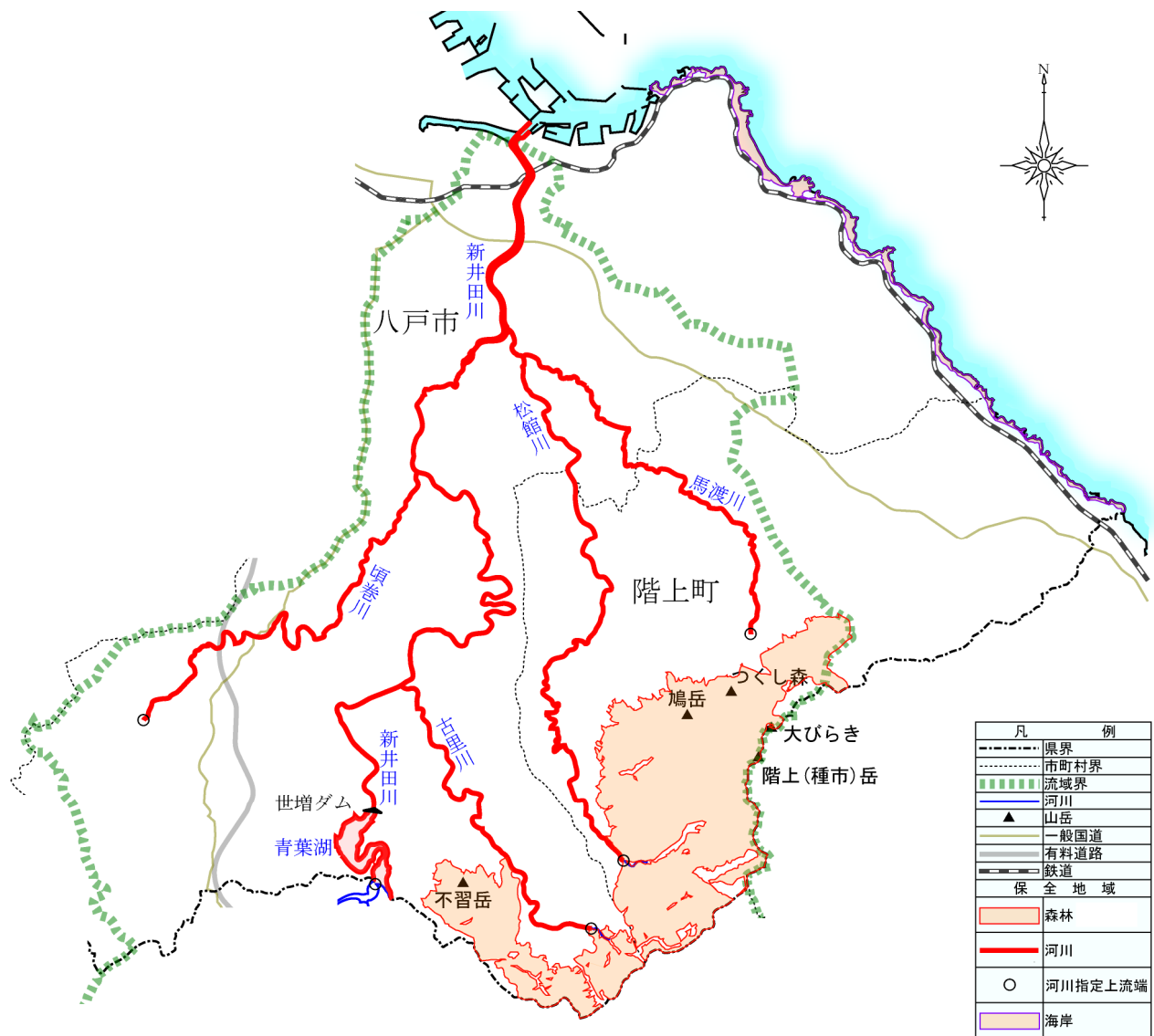


図1 新井田川流域と保全地域指定位置図

### 3 保全すべき森・川・海の環境の特質の概要

階上山地は階上岳（標高 740m）を主峰として、鳩岳（標高 529m）、つくし森（標高 425m）などで構成され、別名「臥牛山」とも呼ばれる従順地形をしている。八戸台地との境界は標高約 200m で、明瞭に台地から山地に変化し、階上岳の地質は花崗岩類、山麓は火山岩層である。階上岳周辺は種差海岸とともに「種差海岸階上岳県立自然公園」に指定されており、山頂付近はミズナラ、カシワ、コナラ、シラカンバなどの広葉樹林で、周辺はスギ、アカマツ林が広がり、大開平にはヤマツツジなどの群落もあるなど四季折々の自然が魅力である。特に、郷土景観を代表する植物群落としての「階上岳植物群落」や「階上岳周辺のシラカンバ林」は、学術的価値が高いことから環境省の自然環境保全基礎調査では特定植物群落に選定されている。

北上山地を北流し青森県に入る新井田川は、険しい谷壁の間を蛇行しながら北流し、島守盆地で古里川と合流する。島守地区の新井田川は、中州があり早瀬・平瀬・淵があるなど河川形態が多様で、自然河川を呈している。島守盆地からは、再び険しい谷壁の間を蛇行しながら北流し、左支川頃巻川、右支川松館川を合流した後八戸台地を貫流し、太平洋に注いでいる。松館川合流付近は、全体に平瀬が卓越し両岸には草本類が繁茂するなど豊かな自然環境が残されている。松館川合流点より下流は、複断面河道で整備され、比較的広い河道幅と河道内の緑により開放的な河川景観となっている。

上流域の島守地区では、水際や州などにツルヨシを中心とした草地在り、ネコヤナギの低木林が点在している。堤内地では、アカシデを伴ったケヤキ林、アカマツ林、コナラ林が広がっている。中流域の頃巻川合流点では、水際にツルヨシを中心とした草地在り形成され所々にネコヤナギ低木林がある。堤外地はオニグルミ、ニセアカシアなどが優占する低木～亜高木林が成立している。松館川では水際法面下部にオニグルミやハルニレの低木が群落を形成し、山地斜面はミズナラ・コナラ林などが広がっている。環境省レッドデータブックや青森県レッドリストに記載されている絶滅のおそれのある植物としては、新井田川上流域ではアキノハハコグサやタチハコベ、イワカラマツなどが、下流域ではナガミノツルキケマンやタコノアシなどが、松館川ではナガミノツルキケマンやキンランなどが生育している。このほか沿川の植物群落として「不習のクリンソウ」や「島守のヤシャゼンマイ」、「龍興山神社のビロードトラノオ」などは学術的価値が高いことから特定植物群落に選定されている。

ほ乳類は、階上岳周辺に国の特別天然記念物に指定されているニホンカモシカをはじめ、キツネ、タヌキ、イタチなどが生息している。このほか新井田川上流域には、国の天然記念物であるヤマネ、環境省レッドデータブックや青森県レッドリストに記載のある絶滅のおそれのあるほ乳類としてヒナコウモリやコテングコウモリなどが生息している。

鳥類は、上流域の「八戸市民の森不習岳」ではイカルやツツドリが見られ、フクロウ、サンコウチョウ、マミジロなどの希少種も見られる。新井田川沿川の島守地区ではミサゴ、カワセミ、ツバメ、ツツドリなどが、下流付近ではアオサギ、オオバン、ハクセキレイ、コミミズクなどが見られる。環境省レッドデータブックや青森県レッドリストに記載のある絶滅のおそれのある鳥類はオシドリ、ヤマセミ、カワウなどの水鳥に加えミサゴ、ハヤブサ、ハイタカなども見られる。

魚類は、新井田川上流域ではウグイやアブラハヤ、オイカワなどが、下流域ではマハゼ、ワカサギ、ウグイなどが生息している。このほか、古里川ではヤマメやイワナなどが、松館川ではイワナ、エゾウグイなどが見られる。環境省レッドデータブックや青森県レッドリストに記載のある絶滅のおそれのある魚類としては、新井田川上流域でスナヤツメが、中流域でタナゴが確認されている。また、頃巻川ではゲンジボタルが生息する。

河川の水質は、「生活環境の保全に関する環境基準」で新井田川長館橋を境に上流部が河川A 類型、下流が河川B 類型に指定されており、近年では環境基準を満足しており良好な水質状態と

なっている。

蕪島<sup>かぶしま</sup>はウミネコの集団繁殖地として全国的に知られており、学術的に価値の高いものとして国指定天然記念物となっている。蕪島から南東の大久喜<sup>おおおくき</sup>までの種差海岸は、海浜植物や山野草が咲き誇る中須賀<sup>なかつか</sup>、ハマナスの群生地や鳴砂<sup>おのおすかはま</sup>で知られる大須賀浜<sup>おのおすかはま</sup>、海水浴場として有名な白浜海岸<sup>しらはま</sup>、釜の口<sup>かまのくち</sup>・白岩<sup>しらいわ</sup>・弁天崎<sup>べんてんさき</sup>などの奇岩怪石となっている岩礁など様々な景勝地を兼ね備えていることから、日本の国にとって鑑賞上価値の高い地域として、国指定名勝となっている。この種差海岸の区域に加え、芝生地帯や岩礁地帯など自然景観の変化に富む階上海岸や、北上山系の北端部に位置し広葉樹林やヤマツツジの群落がある階上岳の区域は、「種差海岸階上岳県立自然公園」に指定されている。

種差海岸周辺の植物では、ニッコウキスゲ、ノハナショウブ、ハマギク、ミチノクヤマタバコ、サクラソウなどの植物群落や海岸草本群落などが断崖地や砂丘海岸沿いに分布しており、その植生環境の特殊性から環境省の自然環境保全基礎調査では特定植物群落に選定されている。また、春にはアズマギクやハマエンドウ、夏にはキリンソウやハマナス、スカシユリ、秋にはウンランやハチジョウナ、ハマギクなど季節ごとに多数の植物や草花が見られる。

鳥類では、新井田川河口から蕪島<sup>かぶしま</sup>・種差海岸周辺にかけて、ウミネコをはじめとしてウミウ、イソヒヨドリ、ウミアイサ、スズガモなど海辺の水鳥が見られる。環境省レッドデータブックや青森県レッドリストに記載されている絶滅のおそれのある種としては、カンムリカイツブリ、コクガン、シノリガモ、コアジサシ、ハヤブサなどが見られる。

#### 4 保全地域の土地利用、地域文化の概要

新井田川流域の土地利用状況は、山地等が73%を占めており、水田や畑地等の農地が17%、流域全体の10%を占める宅地等市街地は八戸市に集中している。

新井田川沿川の交通体系は、新井田川に平行して国道340号と東北縦貫自動車道八戸線が通っているほか、国道45号が下流域を東西に通る、この幹線道路に県道が連結している。

新井田川上流域には、「八戸市民の森不習岳<sup>ならわずだけ</sup>」があり、鳥獣保護区に指定されるなど多様な野鳥が見られるほか、シラカンバなどの広葉樹やツツジが見られ、野外レクリエーションや学習の場として多くの市民に利用されている。島守地区<sup>がっこう</sup>には、新井田川「水辺の楽校」があり親水施設が整備されており、また周辺には「散策の道龍興山<sup>りゅうこうやま</sup>」や水車小屋、ホテル水路などがあるほか、「平ノ下河原農村公園<sup>のしたかわら</sup>」には野鳥観察小屋があるなど自然体験や環境学習の場として多くの市民に利用されている。松館川上流域の「階上岳つつじの森キャンプ場」には散策路が整備されており、階上岳の自然を楽しむことができる。松館川では、金山沢地区<sup>かねやまさわ</sup>に採石地跡の石灰岩壁を生かした「ふる里河川公園」があり、親水広場や河川プールが整備されているなど、子どもたちの水生生物調査や自然体験などをはじめとして、緑豊かな自然と水に親しみあう野外レクリエーションの場として、近隣の市町村からも多くの人々が訪れ利用されている。

森・川・海と人との関わりとしての住民活動は、新井田川上流域の青葉湖<sup>あおぼこ</sup>で県主催の「森と湖に親しむ集い」が毎年開催されており、小学校児童による植樹やヤマメ稚魚放流など豊かな自然を守る意識啓発の行事が行われている。平成18年度には、市民の森不習岳で県と三八地区林業・木材産業振興協議会主催による「森と水の教室」が行われ、三八地域の小学生が森の観察や森林土壌の学習、世増ダムの見学など野外観察を通じて森と川のつながりを学んでいる。階上岳周辺では、「階上町立階上小学校」や「登切<sup>のぼきり</sup>小学校」の児童が階上岳清掃登山を毎年行っている。

新井田川での住民活動では、「八戸市立島守中学校」が水辺環境への意識を高めることを目的とした県主催の水辺再発見推進事業で新井田川の水生生物調査を実施するとともに、同中学校はこのほか、新井田川や古里川で水質調査や野鳥観察会などを毎年実施している。馬渡川では「がん

じゃ里山の会」が環境教育を実施している。下流域では「新井田川をきれいにする会」が、新井田川流域住民の健康で快適な生活環境の維持を目的に年3回の河川清掃活動に加え草刈等を毎年実施し、県ふるさとの水辺サポーターに認定されている。また、新井田川堤防保護組合でも長館橋から河口までの清掃活動を年2回毎年実施している。階上町金山沢にある松館川の「ふる里河川公園」では、「階上町立金山沢小学校」児童が清掃活動や野鳥観察、自然体験学習などを、「八戸市立城下小学校」児童が八戸市主催の水生物調査「せせらぎウォッチング」を実施している。

NPO法人「森・川・海の環境保全ネット八戸」は、森や川、海など自然とのふれあいを通じて環境保全意識の高揚を図ることを目的として、新井田川上流から下流までの見学、川の源流散策、<sup>よまさり</sup>世増ダムの見学やサケの採卵・放流体験を行う「新井田川探訪会」を実施している。県南部地域河川流域の市町村で構成する「南部ふるさとの川連携協議会」は豊かな地域づくりを目的として、流域小学校児童を対象とした「ふるさとの川・みず調査」や河川清掃を行う「ふれあいクリーン作戦」を実施している。また、八戸市が主催する「子ども水質探検隊」では、新井田川流域の子どもたちを対象に、新井田川の上流から下流の数箇所の水質調査などを行い、その結果を通じて生活排水対策についての意識啓発を行っている。

このほか水辺の利用としては、南郷観光協会が「青葉湖屋形船遊覧」を実施し、青葉湖の豊かな自然を湖上から見学し、サギやウなどの野鳥を観察している。また、新井田川下流域では夏に「<sup>とうろう</sup>灯籠流し」などに利用されている。

海岸の区域では、「はちのへ小さな浜の会」が<sup>あしげさき</sup>葦毛崎から白浜海岸までの区域の清掃活動を毎月行っており、特に定期清掃を行っている大須賀浜は鳴砂海岸に認定され、平成19年9月には全国鳴砂ネットワーク主催のもと、鳴砂の保全活用と次世代への継承について考える「全国鳴砂サミット in はちのへ」を共催した。清掃奉仕活動は、「八戸南高校」や「八戸うみねこライオンズクラブ」、「のぞみ園」等が蕪島周辺を、種差海岸では「八戸水産高校」や「八戸市立大久喜小学校」が定期的に実施している。また、八戸市の市民講座「<sup>おうめい</sup>鷗盟大学」のメンバーが「種差海岸ボランティアガイドクラブ」等の協力の下、種差海岸の外来植物駆除活動を、「鮫の自然を守る会」は種差海岸の植物を守るため毎週巡視活動を行っている。このほか「八戸市立種差小学校」は県主催の景観学習教室で種差海岸の景観を守る大切さについて学び、「八戸短期大学」は白浜海岸において毎年砂浜彫刻づくりに取り組んでいる。

八戸・三戸地域は、「<sup>これかわ</sup>是川石器時代遺跡」などの縄文遺跡や古代の「<sup>たんごたいこふんぐん</sup>丹後平古墳群」に見られるように、太古の昔から生活が営まれ開けてきたほか、南北朝時代の根城南部氏や、南部直房を初代藩主とした八戸藩の城下町八戸市を中心に栄えてきた地域である。そのため、南北朝時代の史跡「根城跡」や、南部総鎮守である「櫛引八幡宮」とその「宝物殿」などの文化遺産が多数点在している。

約280年余りの歴史と伝統を誇る日本一の山車祭り「八戸三社大祭」や、南部地方に古くから伝わる春を告げる豊年祈願の祭「えんぶり」などの伝統行事は国の重要無形民俗文化財に指定されている。このほか、「南郷サマージャズフェスティバル」や「島守春まつり」、階上町の「<sup>あかほない</sup>赤保内駒踊り」や「神楽」など新井田川流域には郷土色豊かな祭や伝統行事などがある。



## 5 保全の方針その他保全に関する基本的な事項

### (1) 保全の目標

森、川、海は、地域住民の生活と結びついて、様々な説話、風俗習慣等の地域文化を形成してきたが、保全地域は、特に流域の特色を有する貴重な財産であることから、流域に関わるすべての人がその価値を正しく認識し、それを大切にす気持ち、ふるさとの森と川と海との共生を積極的に図るといふ考えの下に連携して一体的な取り組みを行うことにより、ふるさとの森と川と海の保全に努める。また、森・川・海の保全及び創造においては、できる限り自然の状態を維持するといふ基本の下に、流域の特質に配慮し、適切に実施する。

このことにより、新井田川流域の森・川・海が、四季折々の変化に富んだ豊かで美しい自然に彩られ、様々な生物を育み、その中で地域住民が潤いと安らぎを得ながら暮らせる特色のある新井田川流域の姿を実現する。

### (2) 保全施策

上記の目標達成に向けて、次の施策を実施する。

#### ア パートナースイップによる連携体制の構築

保全施策の推進に当たっては、流域の視点から地域住民、事業者、民間団体、関係市町村、国及び県が協力して一体的に進めることが必要であることから、新井田川流域における連携体制の構築を図る。

#### イ 定期的な観察・巡視・調査と適切な管理

保全地域を中心に新井田川流域の良好な環境を保全するために、定期的な森・川・海の観察・巡視・調査を行い、適切な管理を行う。

#### ウ 人との積極的な関わり合いの場の活用

関係機関と連携し、環境学習の場等として活用を推進し、森・川・海の保全への理解を育む。さらに、地元と関係機関の連携による各区域での体験学習等の取り組みを推進し、森・川・海の一体的な保全への理解を深める。

#### エ 特定行為に対する適切な対処

特定行為の届出については、内容を的確に把握し、適切な指導・勧告を通じて保全上の適切な方向への誘導を図る。

なお、特定行為の届出の適用除外となる森林法、河川法、県自然環境保全条例等の法令に基づく許認可等においては、各法に基づく保全上の審査を行うことにより、ふるさとの森と川と海の保全を図る。

#### オ あるべき姿に向けた適切な創造の推進

創造施策においては、新井田川流域の過去を考察し、多様な生物が生息・生育する森と川と海の環境を持続可能な状態で次の世代に引き継げるように取り組む。

### (3) 岩手県との連携

新井田川の本県より上流部分は、「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定している岩手県に属することから、岩手県条例に基づく基本計画である「カシオペア連邦流域ビジョン」（二戸地方振興局）の基本目標「未来へつなぐ健全な水と緑の保全」との連携の下、保全施策を実施する。

## 第2 ふるさとの森と川と海の保全についての施策に関する事項

### 1 清流管理指針

保全地域内の河川において、河川の状況を的確に把握するための指針、保全施策のための指標とする。

なお、本指針では下記の2つの方法で管理を行う。

#### ア 公共用水域水質測定

新井田川では各観測地点において、「生活環境の保全に関する環境基準」に定める項目について水質測定を八戸市が継続的に行う。

#### イ 日常的な清流管理

ふるさと環境守人、地域住民等により日常的な管理を行う。

#### (1) 清流管理の基本的事項

##### ア 管理区間

管理区間は、保全地域指定で定めた河川のうち下表の地点とする。

表2 公共用水域水質測定地点及び日常的清流管理区間

区分	管理地点及び管理区間
公共用水域水質測定	みなとぼし 湊橋 しおいりぼし 塩入橋 にいだぼし 新井田橋 ちようかんぼし 長館橋 たかのすぼし 鷹ノ巣橋
日常的清流管理	にいだおほし 新井田大橋付近 これかわぼし 是川橋付近 さとかせんこうえん まつだてがわ ふる里河川公園付近（松館川） ばぼし 馬場橋付近

※注：管理地点及び管理区間は図2のとおり

#### イ 管理内容

現在の良好な自然環境を将来にわたり維持し、保全していくためには以下の管理を国、県、八戸市、階上町及び流域住民が一体となって維持管理していくこととする。

保全地域の管理については、継続的に水質やゴミ投棄等の現状把握を実施するとともに巡視等により管理を行う。

##### (ア) 管理の内容

- ・ 水質の把握
- ・ ゴミの投棄や汚濁排水状況の把握
- ・ その他河岸の状況の把握

##### (イ) 管理の方法

参加型・学校の総合的な学習の時間等を活用するほか、今後の地元協議により役割分担を行う。

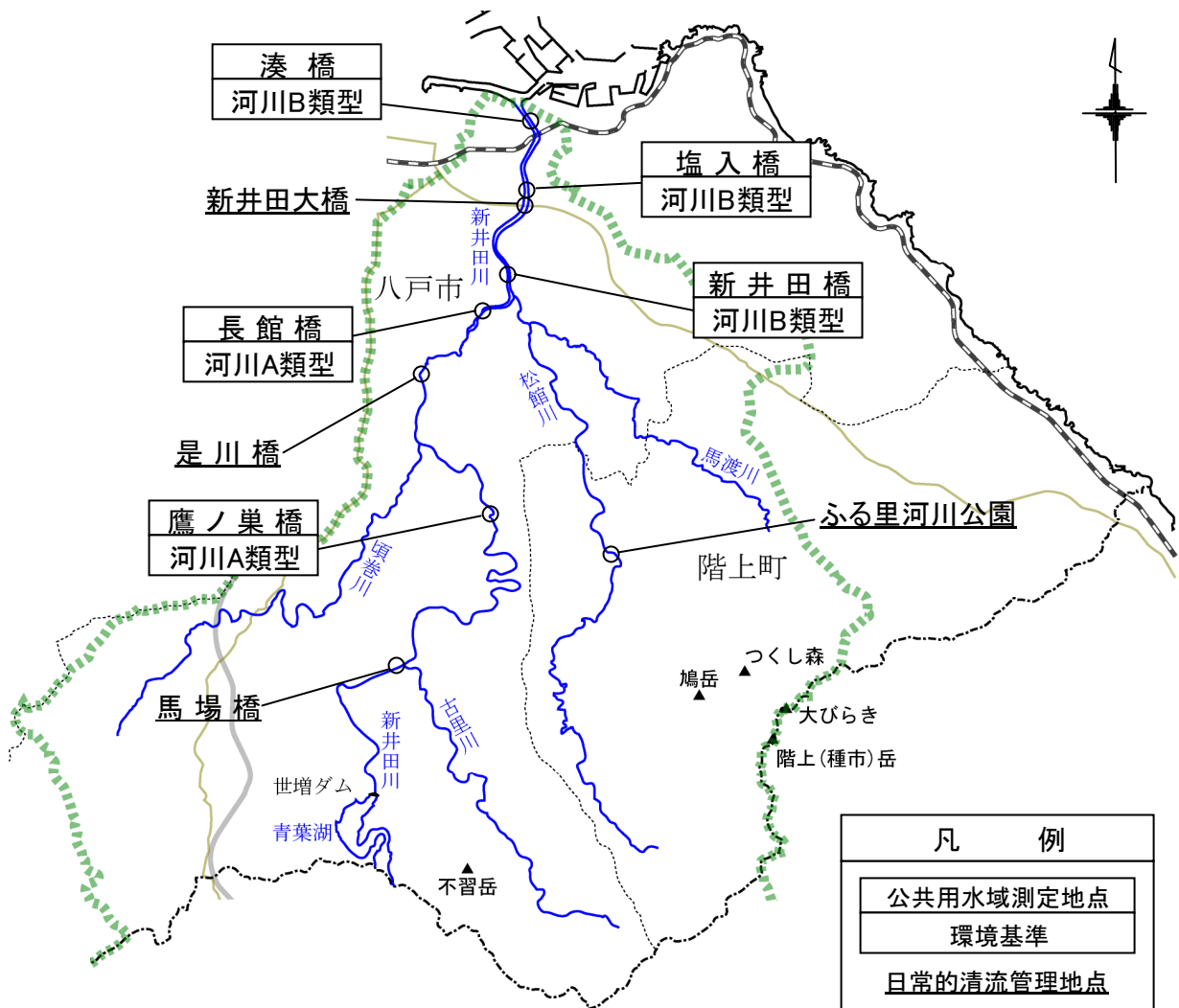


図2 管理区間位置と公共用水域水質測定地点

(2) 清流管理のための指標

ア 管理指標の設定

(ア) 公共用水域水質測定

公共用水域において定められている水質基準「生活環境の保全に関する環境基準」の5項目 (pH・BOD・SS・DO・大腸菌群数) を指標とする。

(イ) 日常的な清流管理

i 水 量

目視による湧水時の流量を指標とする。

ii 水 質

流水の性状 (透視度、臭気等) を指標とする。

iii 魚 類

魚類の生息状況 (生息範囲、行動、浮上死など) を指標とする。

iv 水生生物

表3「水生生物による水質判定」に示された種を指標とする。

イ 管理すべき基準値と清流管理の目安

(ア) 公共用水域水質測定

表 4 に示す生活環境の保全に関する環境基準を満足すること。

(イ) 日常的な清流管理

i 水 量

湧水時に瀬涸れ等が生じないこと。

ii 水 質

透視度、臭気等の異常がないこと。

iii 魚 類

既存調査で確認された種の生息範囲（図 3）や行動を目安とする。

また、浮上死等の異常が生じていないこと。

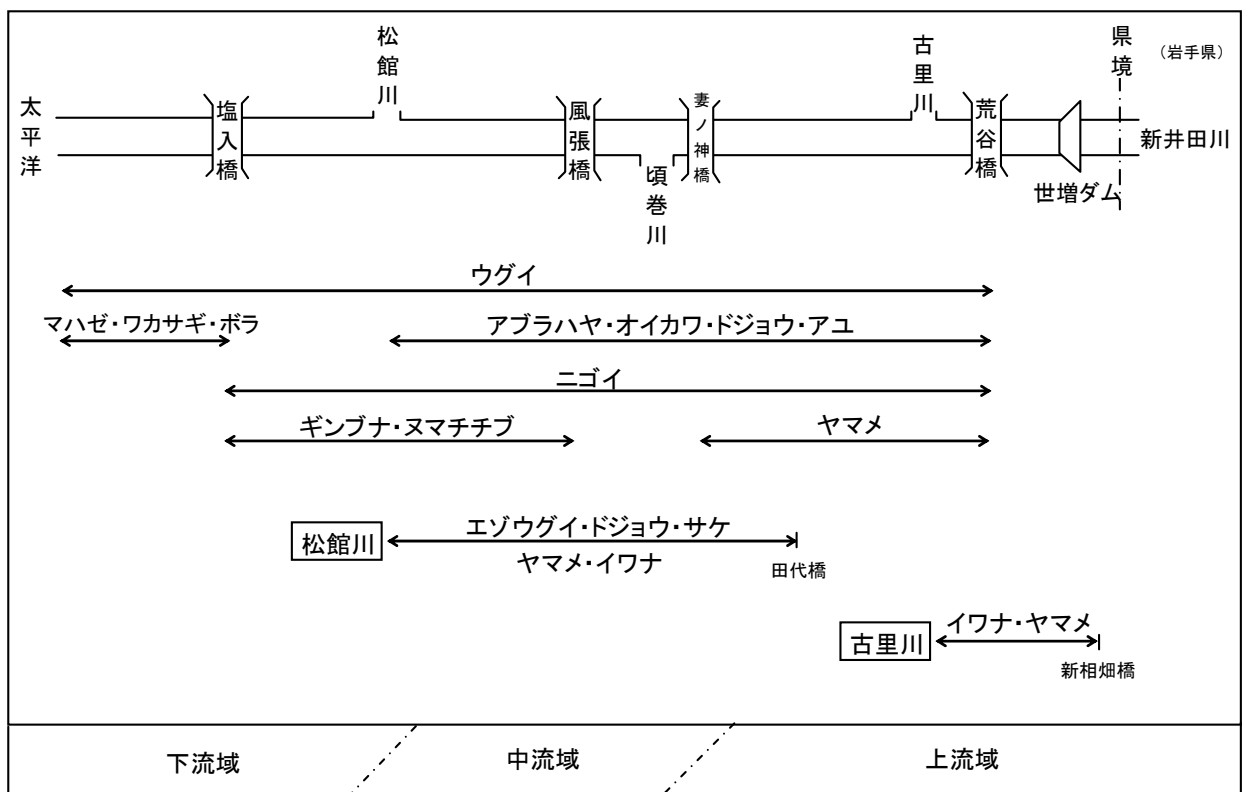


図 3 既存調査による魚類の生息範囲の目安

注 1：新井田川の上・中・下流域区分は、河川形態により以下のとおりとした。

上流域：県境から妻ノ神橋さいのかみばしまでの区域

中流域：妻ノ神橋から松館川合流点までの区域

下流域：松館川合流点から河口までの区域

注 2：図 3 の魚類は現地調査時の確認種である。

表3 水生生物による水質判定

水質判定	指 標 生 物
きれいな水 (I)	<u>カワゲラ</u> <u>ヒラタカゲロウ</u> <u>ナガレトビケラ</u> <u>ヤマトビケラ</u> <u>ヘビトンボ</u> <u>ブユ</u> <u>アミカ</u> <u>サワガニ</u> <u>ウズムシ</u>
少しきたない水 (II)	<u>コガタシマトビケラ</u> <u>オオシマトビケラ</u> <u>ヒラタドROMシ</u> <u>ゲンジボタル</u> <u>コオニヤンマ</u> <u>ヤマトシジミ</u> <u>イシマキガイ</u> <u>カワニナ</u> <u>スジエビ</u>
きたない水 (III)	<u>ミズカマキリ</u> <u>タイコウチ</u> <u>ミズムシ</u> <u>イソコツブムシ</u> <u>ニホンドロソコエビ</u> <u>タニシ</u> <u>ヒル</u>
大変きたない水 (IV)	<u>セスジユスリカ</u> <u>チョウバエ</u> <u>アメリカザリガニ</u> <u>サカマキガイ</u> <u>エラミミズ</u>

※下線部は、現地調査において確認されている種

表4 公共用水域水質測定地点と環境基準

水質測定地点	生活環境の保全に関する環境基準
たかのすばし 鷹ノ巣橋 ちようかんぼし 長館橋	河川環境基準 A 類型 pH : 6.5 以上 8.5 以下 BOD : 2 mg/l 以下 SS : 25 mg/l 以下 DO : 7.5 mg/l 以上 大腸菌群数 : 1,000 MPN/100ml 以下
にいだぼし 新井田橋 しおいらぼし 塩入橋 みなとぼし 湊橋	河川環境基準 B 類型 pH : 6.5 以上 8.5 以下 BOD : 3 mg/l 以下 SS : 25 mg/l 以下 DO : 5 mg/l 以上 大腸菌群数 : 5,000 MPN/100ml 以下

## 2 森・川・海の主要な要素を保護するための事項

### (1) 森林の区域

- ア 森林は、地域における貴重な産業・観光・自然資源であることから、森林の公益的機能が持続的に発揮されるよう努める。また、地域住民など県民参加の植樹や育樹を通じて「森づくり」の活動を推進し、地域に開かれた適切な森林の保全・育成に努める。
- イ 植樹・育樹の各種イベントなどの推進を通じ、森・川・海のつながりの重要性の普及啓発を図るとともに、森の保全・育成を担う森林ボランティアなどの人材や担い手の育成を図る。
- ウ 新井田川流域の優れた自然環境の保全を図るため、ふるさと環境守人、地域住民等の連携により巡視活動等を推進する。
- エ 「市民の森不習岳」等において、地域住民並びに流域外の人々が共に自然と親しみ、憩いやすらぐ場、自然環境教育・学習の場としての活用を推進する。

### (2) 河川の区域

- ア 新井田川では希少種であるスナヤツメやタナゴなどの清流に生息する生物が見られ、沿川ではオシドリ、ヤマセミ、カワウなど希少な水鳥が見られるなど多種多様な動植物の生息・生育の場となっていることから、これらの生物の生息・生育環境の保全を図るため、ふるさと環境守人、河川監視員、鳥獣保護員、地域住民等との連携により巡視活動等を推進する。
- イ 新井田川は八戸・三戸地方の生活の基盤や歴史、文化、風土を形成し育んできたものであることから、自然とのふれあい、歴史、文化、環境学習ができる場など人と河川が豊かにふれあえるような場の確保に努める。
- ウ 新井田川は良好な水質を維持していることから、河川の利用状況や沿川地域の水利用状況などを考慮しながら、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、生活排水対策など地域住民との連携を図り、良好な水質を次代に引き継げるように努める。
- エ 河川環境に関する維持管理については、定期的に保全地域を中心としたパトロールを実施する。また、地域住民や市民団体等と幅広く情報共有し、住民参加による環境保全活動や河川清掃、河川愛護活動を推進し、良好な水環境の保全に努める。
- オ 地域住民等の理解と協力により、河川等で見られる魚類及び植物のよりよい生息・生育環境の維持・保全並びに河川の美化・水質の向上・維持に努める。また、子どもたちの水質調査活動やNPO法人等の環境活動などにより、河川の自然環境の保全を推進する。

### (3) 海岸の区域

- ア 国指定名勝に指定されている種差海岸は、白砂青松、大小の岩礁、小島が交互に続き、春から秋にかけては、海浜植物が咲き乱れるなど優れた景観を呈していることから、これらの景観の維持・保全に努める。
- イ 蕪島や種差海岸をはじめとする海岸の区域は、多くの野鳥の飛来・生息地となっており、希少な種も多く見られることから地域住民による野鳥観察が行われ、良好な海岸の環境が保全されるように努める。また、希少な野鳥が産卵する場所もあることから、特に産卵期には周辺の環境に配慮する。
- ウ 種差海岸では、断崖海岸等の特殊な立地に見られる植物群落が数多く見られることから、これらの群落と生育環境を保全するため、ふるさと環境守人、河川監視員、種差海岸保護

指導員、NPO法人、地域住民等との連携により巡視活動等を推進する。

エ 大須賀浜は全国でも数少ない鳴砂海岸であることから、この環境の保全を図るため、関係機関や住民参加による海岸清掃等を推進するとともに、ゴミ投棄防止に対する啓発を図る。

オ 種差海岸の区域は、観光客をはじめ多くの人を訪れる場所であることから、行政と地域住民が連携して、海岸利用者のモラルやマナーの向上を図るとともに、適正な海岸利用のルールづくりや、地域住民やボランティアの参加・協力の体制づくりなどを図り、美しく快適な海岸づくりを進める。

#### (4) 全般的な保全施策

ア パートナーシップによる取組の積極的な推進

(ア) ふるさとの水辺サポーター制度による清掃活動などの活動を推進し、保全地域を中心に森・川・海での住民参加・協力による保全に取り組む。

(イ) 流域の小学校児童による環境学習と連携し、清流管理指針の水生生物調査・水質調査などを実施するとともに、地域住民等と連携しながら指標項目調査を行う。また、水質調査活動のPR等により、生活排水対策等に対する普及啓発を図る。

(ウ) 地域住民等と行政が協働してパンフレットの作成・配布等を行うなど地域住民等に対する保全計画への理解と保全意識の高揚を図る。

イ 民間団体等の自発的活動の促進

(ア) 調査研究の推進を図るため、民間団体等に対する各種助成制度や関係情報の提供等を行う。

(イ) シンポジウムや講演会、学習会の開催など民間団体等の自発的活動の場を提供する。

ウ ふるさと環境守人による支援

ふるさと環境守人による地域住民等のボランティア活動、環境学習等への支援を行う。

#### (5) あるべき姿に向けた適切な創造

ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資する森・川・海づくりに当たっては、「県民の豊かで潤いのある生活の礎となるふるさとの森と川と海を守り、これを揺るぎない形で次の世代に引き継ぐ」との条例の理念を尊重する。

森林、河川及び海岸の一体的整備その他必要な施策を行う際には、新井田川流域の過去を考察しながら、できる限り自然の状態を維持し、かつての新井田川流域に近づくように次のとおり取り組む。

ア もともとの姿を参考とした森・川・海づくり

ふるさとの森と川と海は、人と自然が調和の取れた状態で共存している貴重な場であることから、創造する際にはもともとの森や川や海の自然の持続力・状態を参考にし、人も含めた生態系の活動バランスに配慮した森づくりや川づくり、海づくりを推進する。

イ 自然の作用を最大限に活用した森・川・海づくり

(ア) 森・川・海自身がつくる作用を最大限に活用し、多様な形状の保全・復元に努める。

(イ) 海岸については、岩礁や砂浜の持つ自然の消波機能を活用するとともに、貴重な自然環境の保全に配慮した施設整備に努める。

(ウ) 河川の水や土砂の流れの確保に努める。

- ウ 注目すべき生物の保存を確保する森・川・海づくり  
希少種や絶滅のおそれのある生物、地域の良好な環境を代表する生物を含めた生態系を保全する視点に立った事業実施に努める。
- エ 地域住民との対話による森・川・海づくり  
新井田川流域の特性に応じた森・川・海づくりを行うに当たって、地域住民等の知見・情報を活用するとともに、地域住民等との連携や役割分担により取り組む。
- オ 関係行政機関の連携強化による森・川・海づくり  
関係行政機関との連携を密にし、個々の事業者が関連する整備を行う場合には十分な調整を図る。
- カ 持続可能な森づくり  
中・下流域に存する育成途上の森林については、間伐など適正な保育を推進するとともに、広葉樹の植栽や複層林への誘導など多様な森林の造成を図る。また、天然林においても択伐施業などによる適切な施業を行い、公益的な機能を持続的に発揮する森林づくりに取り組む。
- キ 上下流方向、横断方向の連続した環境条件を確保した川づくり  
(ア) 上下流方向、横断方向の連続した環境条件を確保するとともに、周辺のネットワークを断ち切らないように努める。  
(イ) 河畔林を保全するとともに、連続性の確保に努め、森と川と海を結ぶ回廊となるように配慮する。  
(ウ) 魚類等の遡上・降下に影響のある河川横断工作物の改築に当たっては構造を見直し、森と川と海のつながりの確保を図る。
- ク 連続した環境条件を確保した海づくり  
(ア) 海岸と海域、陸域、河川などとの空間的な連続性、環境変化の時間的連続性、動植物の生息・生育の場や多様性及び変動性に留意する。  
(イ) 繁殖場、生育場、生息場等になっている多様な場を確保するとともに、その場を構成する環境要素や場のつながりを適正に維持する。
- ケ 間伐材を利用した川づくり  
森林担当部局、河川・砂防事業担当部局は、お互いに連携して間伐材の需給情報を交換し、地域で供給される間伐材を有効利用し「森を育む川づくり」を推進する。
- コ 川づくりにおける事業実施後の継続的なモニタリングの実施  
事業実施後の状況を継続的に調査し、その効果を検証する。
- サ 森・川・海の自然とのふれあいの場の確保  
(ア) 子どもたちをはじめ地域住民が森・川・海とのふれあいを通じて、自然のすばらしさや大切さを感じることができる自然体験の場、遊びの場、憩い・やすらぎの場、交流の場を創出する。  
(イ) 誰もが安全に川辺や海辺に近づき、身近に自然にふれることができるような整備を推進する。  
(ウ) 施設整備を行うに当たっては、地域にふさわしいものにする。



### 3 森・川・海の維持・管理に関する事項

#### (1) 現地での維持管理内容

##### ア ふるさと環境守人による巡視

ふるさと環境守人は、巡視の日時、区域、経路及び方法を設定し、巡視する。

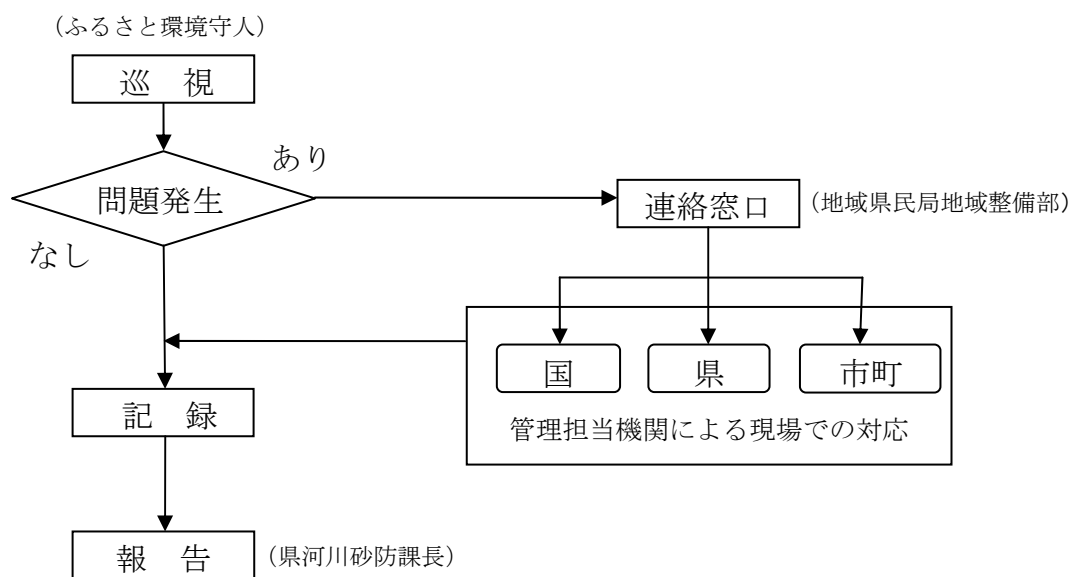
##### イ 報告

ふるさと環境守人は、無届特定行為や森・川・海の保全に支障を及ぼす事態といった問題発生を発見・通報するとともに、保全地域の状況を記録し、県（河川砂防課長）に報告する。

##### ウ 問題発生時の対応

問題発生時は、連絡窓口から森・川・海の管理担当関係機関に対して連絡を行い、管理担当機関が現場で対応する。

#### (2) 現地管理体制と役割分担



### 4 管理上必要な保全施設の整備に関する事項

#### 保全地域標示看板の設置

標示看板には、保全地域の名称、保全地域の範囲、保全地域の特質及び特定行為の内容を表示することとし、必要に応じて生息する生物等の写真等を表示する。